

## 企業集団、系列会社の倒産事件

洪石杓(ホン ソクぐん)<sup>1</sup>

### 1. はじめに

企業集団の場合、グループ内の会社の倒産がドミノ倒しのように企業集団全体に拡散されるのは普通である。それは企業集団間の連帯保証、資金補填約定などで経済的に直接的な影響があるからであり、間接的にも信用度低下の問題が発生するからである。

韓国で企業集団の倒産事件が注目を集めたのは、2011年のウアミ家具事件、2012年のウンジングループ<sup>2</sup>(ウンジンホールディングス、極東建設)事件、2013年の東洋グループ<sup>3</sup>(株式会社東洋、株式会社東洋レジャー、東洋インターナショナル株式会社、東洋ネットワーク株式会社、東洋セメント株式会社)事

---

<sup>1</sup> 洪石杓：法務法人(有) Lee&Ko。翻訳：崔廷任(早稲田大学大学院法学研究科博士課程在籍)。

<sup>2</sup> ウンジンホールディングスは極東建設のPF貸付償還等に対する資金補填を約定し、連帯保証債務の負担していた。建設景気の低迷により極東建設が破綻する危機に陥ったので、極東建設に対する回生手続開始の申立てをするとウンジンホールディングスも破綻するしかない状況であったから、ウンジンホールディングスも極東建設と共に回生手続開始の申立てをすることになった。

<sup>3</sup> 東洋グループは東洋セメント株式会社を主力企業として、セメント事業、建設業、レミコン事業などを営んでいたが、継続的な建設景気の低迷と借入金の累積により債務構造が悪化していた。東洋グループの脆弱な財務構造によって信用評価等級が投機等級となり、第1金融から資金を調達することが難しく、系列会社である東洋証券等を通じて個人や地方所在の第2金融に社債や企業手形等を発行する方式で資金を調達するしかなかった。累積された借入金の償還のために継続的に社債、企業手形を発行して自転車操業する中、「系列証券会社は投機等級である系列会社の社債売買を勧誘することができない」という内容の改正金融投資業規定(金融委員会告示)によって社債と企業手形の満期延長が不可能となり回生手続開始の申立てをした。

件、2018年の株式会社カンマヌ<sup>4</sup>と5社の子会社事件が代表であると言える。最近の2019年にはドンアタンカー回生事件において、ドンアタンカーが、船舶所有目的の12個のSPCを相手に回生手続開始の申立てをした事件が問題となった。

企業集団の場合、循環出資、相互保証等で互いに法律的に複雑な関係にあるので企業集団に属する複数の会社が倒産手続に入る場合、通常のケースとは違う複雑な問題が発生する。それは、企業集団の倒産の場合「一つの法人、一つの倒産、一つの手続」という法人格独立の原則をそのまま維持すべきかの問題であり、債権の劣後化(subordination)、手続的併合(procedural consolidation)、実体的併合(substantive consolidation)という争点が争われる。

## 2. 企業集団倒産事件の特徴

### ア. 企業集団の意味

企業集団の共通する特徴として、複数の法人格が経済的にお互いに密接にかかわり一つの経済単一体を構成するので、法律적으로는独立した法人であるが経済的側面からは単一の経営統一体という点がある。韓国の商法は企業集団に関する定義規定をおいてないが、独占規制および公正取引に関する法律（以下「公正取引法」）第2条第2号<sup>5</sup>と同法施行令第3条<sup>6</sup>で定義規定をおいてい

---

<sup>4</sup> カンマヌは中国人観光客を相手として免税店のショッピングを手伝って手数料を取る事業をする会社であった。会計監査人が「特殊関係にある従属会社に対して貸付金、保証金などを提供していたが取引の正当性を判断できる監査証拠資料を提供しなかった」という理由で「監査拒絶意見」を表明したことで上場廃止の危機に陥った。そこでカンマヌは子会社と共に回生手続を通じて偶発負債を整理するために回生手続開始の申立てをすることになった。その後カンマヌと子会社は成功的に回生計画の認可を受けて、2019. 8. 上場廃止無効確認訴訟においても勝訴した。

<sup>5</sup> 第2条第2号は、企業集団について定めている。

<sup>6</sup> 同法施行令第3条は、「事実上他の企業のじぎょう内容を支配する」ことの意味について、定めている。

る。公正取引法によると、企業集団とは同一人物が事実上事業内容を支配する会社の集団を意味する。持分率又は支配力を基準として企業集団の範囲を把握するが、同一人物が単独で又は関連者と合わせて当該会社の発行株式総数の30%以上を保有しており、代表取締役を任命し、役員のうち50%以上を選任して、組織変更や新規事業の投資などの主要意思決定や業務執行に支配的な影響力を行使することで事実上その事業内容を支配する場合は企業集団に当たると見ている。企業集団の中でも貸借対照表上の資産総額の合計が5兆ウォン以上である場合は大規模企業集団であるとして、相互出資制限、系列会社間の債務保証制限、系列会社間の債務保証制限、所属金融・保険会社の系列会社の株式に対する議決権制限などの規制を設けている。

## イ. 主な争点

### (1) 債権の劣後化

劣後化とは権利の順位（弁済順位）を下げることを意味する。債務者回生および破産に関する法律（以下「債務者回生法」）第193条第3項<sup>7</sup>（合意による劣後化）と第218条第2項<sup>8</sup>（特殊関係者債権に対する劣後化）の規定がこれを反映した規定である。韓国の実務上、合意による弁済順位の変更事例はほとんど見つからない。債務者回生法第218条第2項に基づき特殊関係者に対し

---

<sup>7</sup> ③第92条第1項によって裁判所が決める期限までに全部又は一部の債権者間においてその者たちが持っている債権の弁済順位に関する合意がなされているときは、回生計画案の他の債権者を害しない範囲内で弁済順位に関する合意がある債権はそれに反する規定を定めてはならない。この場合債権者たちは合意を証明する資料を第92条第1項によって裁判所が決める期限までに裁判所に提出しなければならない。

<sup>8</sup> ②回生計画では次の各号の請求権について他の回生債権と異なる規定や順位に制限を設けても、衡平に反しないと認められる場合は他の回生債権より不利益に扱うことができる。

1. 回生手続開始前に大統領令で定めた範囲の債務者と特殊関係にある者の債務者に対する金銭消費貸借契約に基づく請求権
2. 回生手続開始前に債務者が大統領令で定めた範囲の特殊関係ある者のために無償で保証人となった場合、保証債務に対する請求権
3. 回生手続開始前に大統領令で定めた範囲の債務者と特殊関係にある者が債務者のために保証人となった場合、債務者に対する保証債務による求償権

て株式又は持分の減資率、債権の弁済率や弁済時期などに差等を付ける事例は多い。

## (2) 手続的併合

企業集団に属する複数の系列会社が同時に回生手続開始の申立てをして、これを一つの回生裁判所で審理する場合があるが、これを手続的併合と呼ぶ。手続的併合とは企業集団所属の系列会社の資産や負債などを併合せずに（各債務者の資産と負債はそれぞれ管理）、単に倒産手続のみ併合することであり、単一の回生裁判所による事件の併合審理、単一の管理人選任、単一の債権者協議会の構成等を通じて手続費用を減らし企業集団全体の情報収集を容易にするメリットがあると言われている。

債務者回生法第3条第3項第1号<sup>9</sup>では、公正取引法に基づく企業集団事件の場合、同じ企業集団に属する系列会社に対する回生事件又は破産事件が係属しているとその回生裁判所に事件管轄を認めている。右の規定が手続併合の根拠条項である。さらに債務者回生法は各会社が別々の管轄裁判所に事件の申立てをした場合、裁判所が職権で事件を移送できる根拠条項を設けている（債務者回生法第4条<sup>10</sup>第3号、第4号）。東洋セメント株式会社は本来本店所在地管轄である春川地方裁判所に回生手続開始の申立てをしたが、裁判所が職権でソウル中央地方裁判所に移送した。

## (3) 実体的併合

実体的併合とは、企業集団の所属会社の法人格を無視して、企業集団のすべての資産と負債を一つの法人格が保有しているように統合して処理することであり、併合された企業集団の所属会社のすべての債権者の利益のために一つ倒産財団を形成する効果が発生する。企業集団の所属会社の債権債務関係が絡まりすぎていると所属会社を一つの経済的主体として把握して取引していた債権

---

<sup>9</sup> 条文翻訳略

者たちを保護するための特別な救済方法である。実体的併合をするとすべての資産と負債を結合させ、相互保証と内部者間の債権債務を消滅させることとなる。

上記のような実体的併合理論については、明文の根拠がなかった法人格否認の法理を認めた先例に照らして、個別事案の救済のために回生裁判所が認めることも可能であるとの意見がある。しかし、実体的併合理論は私的自治の原則を大きく毀損させ、正義観念と効率性という側面からも問題点があり、信用提供者の情報費用を大きく上昇させるという点から反対する意見もある。実務上実際の事件において実体的併合を認めるには慎重な検討必要であると見るのが多数の意見である。東洋グループ事件においても実体的併合が問題となったが、各会社の債権者が完全に一致しているわけでもなく、会社ごとに弁済能力の差が大きかったので、実体的併合を認める場合、弁済率の変化による利害関係の衝突が深刻な問題となる恐れがあり実体的併合を認めなかった。

### 3. ウンジングループ事件：系列会社である極東建設に対する資金補充、債務引受をしたことの効力

極東建設は公正取引委員会が指定する相互出資制限の企業集団であるウンジングループに属しており、ウンジングループには持分会社であるウンジンホールディングスを含む28個の系列会社が属していた。

ウンジンホールディングスは極東建設のPF貸付債務に対して資金補充と債務引受をした。ウンジンホールディングスの回生手続において、ウンジンホールディングスは「債務引受約定は公正取引法で禁止している債務保証の脱法行為に当たり無効である。極東建設とウンジンホールディングスが特殊関係人の地位にある以上債務引受約定は債務者回生法第100条第1項第4号<sup>11</sup>、第101

---

<sup>11</sup> 第100条は否認権について定めている。

条第 3 項<sup>12</sup>によってウンジンホールディングスの回生手続開始の申立てがなされてから 1 年以内に行われた無償行為として否認の対象になるのでこれを否認する」と主張して金融債権者の回生債権を否認した。この点について調査確定裁判が進行され、裁判所は「債務引受約定は公正取引法で禁止している債務保証の脱法行為に当たるが、公正取引法の規定は取締規定に過ぎず効力規定と解すること困難であり、私法上においては有効である。（中略）債務者回生法第 100 条第 1 項第 4 号による否認対象が連帯保証行為であった事案において否認対象行為の期間を確定する際に同法第 101 条第 3 項が適用される相手方が特殊関係人であるとは、その連帯保証行為の直接相手方として保証に関する権利を取得し、それを行行使する債権者が債務者の特殊関係人である場合を指すことであり、仮に主債権者が債務者と特殊関係にあつたとしても連帯保証行為の相手方である債権者が債務者と特殊関係人ではない場合同法第 101 条第 3 項は適用されない。」という理由でウンジンホールディングスの主張を排斥して金融債権者の回生債権を認めた（大法院 2015 ダ 224453 判決：判示内容は下級審であるソウル高等法院 2014 ナ 2044978 判決から抜粋）。

ウンジングループ系列 2 社（ウンジンホールディングス、極東建設）の回生手続開始の申立てが同時に行われたという点から、相当な規模がある企業集団の倒産手続として先例になるが、同一の回生裁判所において申立てられたこと以外に、同一の管理人、同一の債権者協議会の構成までは至らなかった。しかしウンジンホールディングスの成功的な回生手続の進行を通じてウンジングループ全体の企業価値を維持したことで、ウンジンホールディングスの回生計画に従って進行された子会社（ウンジンコーウェイ）の売却が当初の予想価格を遥かに超える価格で行われることになり、結果的にウンジングループ全体の迅速な回生に寄与したと評価されている。

#### 4. 東洋グループ事件

---

<sup>12</sup> 第 101 条は内部者に対する推定について定めている。

## ア. 当時の東洋グループの現況

東洋グループは 1957 年の東洋セメント工業株式会社を母体として何回か合併と事業分離過程を経ており、2013 年 4 月を基準として 32 個の国内系列会社と 26 個の海外系列会社を持つ資産総計約 7 兆 6 千億ウォンの財界順位 47 位の企業集団となった。各系列会社の持分関係は循環出資構造によって連結されていた。ヒョン・ゼヒョン会長などの個人の大株主らは株式会社東洋レジャーの株式 50%を保有し、株式会社東洋レジャーは株式会社東洋の株式 36%を保有していた。東洋グループの中核会社である東洋セメント株式会社の株式は、そのうち 55%は株式会社東洋が、19%は東洋インターナショナル株式会社（株式会社東洋の 100%子会社）が保有していた。結局個人の大株主らが株式会社東洋レジャーを通じて東洋グループ全体会社を支配する構造であった。

## イ. 東洋グループの回生手続経過

東洋グループの 5 社は、2013 年 9 月 30 日及び 10 月 1 日に回生手続開始の申立てをした。東洋セメント株式会社は春川地方裁判所に、残りの 4 社はソウル中央地方裁判所に申立てをしていた。春川地方裁判所は東洋セメント株式会社の回生事件をソウル中央地方裁判所に職権移送しており、結局ソウル中央地方裁判所で 5 社の回生事件をすべて担当するようになった。2013 年 10 月 17 日、5 社に対する回生手続開始決定がなされた。そして、回生手続は比較的迅速に進行され 2014 年 3 月 18 日から 2014 年 3 月 21 日までに 4 社に対する回生計画の認可が行われ利害関係人間の利害関係の調整に時間が多く所要された株式会社東洋レジャーに対する回生計画の認可は 2014 年 7 月 11 日に行われた。

## ウ. 主な争点

### (1) 弁済能力がある会社の回生手続開始の当否

他の東洋グループの4社とは違って、東洋セメントの場合負債比率が200%以内であり財務構造が相対的に優良で支払能力にも問題ないように見えた。これに対して、一部債権者は、東洋セメントが経営権を守るために故意に回生手続開始の申立てをしたので手続濫用であると主張した。しかし東洋グループの他の系列会社よりは財務状態が良好であったが、東洋セメントも当時の3年間続けて当期純損失を記録しており、回生手続開始の申立日である2013年10月1日に満期が到来した手形約20億ウォンも弁済できないほど保有現金が不足していたので、東洋セメントが回生手続開始の要件を満たさなかったとは言えない。

アメリカ連邦破産法では債務者の申立ての場合は倒産原因を要しないので弁済能力ある会社が系列会社と共同で回生手続開始の申立てをすることもできるが、韓国の債務者回生法では債務者自ら申立てをする場合であっても債務超過や支払不能を要件としているので系列会社の中でも、比較的堅実な会社が債務調整のために回生手続開始の申立てをすることは現時点では不可能であると考えられる。

## (2) 手続的併合

企業集団倒産手続における核心的な要素は手続的併合である。特に各会社を一人の管理人が統合して管理する共同管理が重要であると評価される。東洋グループ事件においてもどこまで手続的併合を適用するかが争点となったが、春川地方裁判所に申立てられた東洋セメントの回生事件はソウル中央地方裁判所に移送され、同一の回生裁判所で事件処理ができるようにした。また、各事件の担当裁判部の構成においてもできれば同じ裁判部が担当するようにしていた。株式会社東洋、株式会社東洋レジャー、東洋インターナショナル株式会社は第6破産部、東洋ネットワーク株式会社、東洋セメント株式会社は第4破産部がそれぞれ担当した。調査委員の選任においても第6破産部はアンジン会計



法人を、第4破産部デジュ会計法人をそれぞれ選任していた。但し、東洋グループの各系列会社の債権者はそれぞれ異なったので、ある会社が他の系列会社に対して負っている債務の弁済率を下げる場合、債権者である系列会社の債権者の利害関係に直接的な影響を与えていた。双方未履行双務契約の解除権の行使においても利害関係の衝突があったので各系列会社を統合する管理人を選任することはできず各会社別に管理人を選任することとなった。

### (3) 実体的併合

東洋グループの系列会社の個人債権者らの多くが、自分が購入した企業手形や社債の発行会社をちゃんと認識することはなかったと主張していた。これを受けて実体的併合を認めるべきかについて議論があったが、各会社の債権者が完全に一致するわけでもなく、会社ごとに弁済能力の差が大きかったので、実体的併合を認める場合、弁済率の変化による利害関係の衝突が深刻な問題になる恐れがあり実体的併合はできなかった。

### (4) 特殊関係人の権利の劣後化

東洋グループ5社の回生手続では、債務者会社の不振に個人大株主および系列会社の責任があると見て、回生計画案において以下のように差等減資<sup>13</sup>、弁済率、弁済時期の差別などの措置が採られた。

[特殊関係人の差等減資の内訳]

会社	差等減資の内訳
株式会社東洋	個人大株主の株式の無償消却 一般株主の株式は2:1に併合した後に債権の出資転換を経て株式全体に対して5:1に再併合

<sup>13</sup> 訳注) 差等減資とは株主間の減資比率をそれぞれ異なる比率で行う減資を実務的に指す用語である。一般的に企業の状況が悪化した場合、大株主と少額株主の責任を区分して問うために、大株主の減資比率を上げることで持分率を減らし、少額株主は相対的に低い比率で減資をするものである。

株式会社東洋レジャー	個人大株主、系列会社の株式の無償消却 ゴルフ場会員らの入会保証金返還債権 100%出資転換
東洋インターナショナル株式会社	株式会社東洋の保有株式 5 : 1 に併合、その後既存株式と出資転換株式に対して 180 : 1 に再併合
東洋ネットワーク株式会社	個人大株主、系列会社の株式は 5 : 1 に、一般株主の株式は 2 : 1 に併合した後、債権の出資転換を経て株式全体に対して 2 : 1 に再併合
東洋セメント株式会社	すべての株式に対して 5 : 4 に減資

[弁済率の比較]

会社	特殊関係人	一般債権者
株式会社東洋	10%現金弁済、90%免除	45%現金弁済、55%出資転換
株式会社東洋レジャー	7%現金弁済、93%免除	54.5%現金弁済、残りの免除
東洋インターナショナル株式会社	5%現金弁済、95%出資転換	17.3%現金弁済、82.7%出資転換
東洋ネットワーク株式会社	特殊関係人の債権届出放棄	65%現金弁済、35%出資転換
東洋セメント株式会社	個人大株主の全額免除 系列会社 50%現金弁済、50%免除	100%現金弁済

[弁済時期の比較]

会社	特殊関係人	一般債権者
株式会社東洋	10年間均等分割償還	1次年度 10%、2次年度 25%、3-9次年度各 7%、10次年度 16%
東洋インターナショナル株式会社	1次年度 40%、2次年度 20%、3次年度 17.2%、4-9次年度各 3.3%、10次年度 3%	1次年度 75%、2次年度 20%、3次年度 5%

東洋セメント株式会社	5-8 次年度各 5%、9 次年度 30%、10 次年度 50%	1, 2, 5, 6, 7 次年度各 10%、3 次年度 15%、4 次年度 35%
------------	----------------------------------	--

#### (5) 系列会社間の利害関係の調整

東洋グループの各系列会社は社債、企業手形を利用して資金を調達し、調達された資金のうち相当な金額を他の系列会社の株式を確保するために使っていたことが明らかになった。結果的に個人大株主らの東洋グループへの支配力確保の手段として資金を調達したこととなり厳しい批判を受けた。

東洋インターナショナルの場合、主な営業が東洋セメントの輸出代行を行っていたので、東洋セメントが内部的に遂行できた業務を独自の法人を立て代行させていたとして、東洋インターナショナルの債権者たちは詐欺的企業手形発行工場であったと非難したほどで、系列会社間の利害関係は激しく衝突するしかなかった。

債務者回生法第 205 条第 4 項<sup>14</sup>は財政的破綻に責任ある株主に対して回生計画樹立時に株式の 3 分の 2 以上を消却するか併合で減資するように定めている。東洋セメントの場合、系列会社が発行した企業手形等を買入れることで系列会社を支援したことが主な破綻原因と指摘されていたので、東洋セメントの回生手続において懲罰的な減資が行われるべきであると東洋セメントの一般株主が強く主張していた。しかし系列会社が発行した東洋セメントの株式はほとんどの場合その系列会社が発行した企業手形等の担保として提供されたものであったので仮に懲罰的減資がなされると結果的に各系列会社の債権者たちが大きな損害を被る構造となっていた。それによって東洋グループの回生手続の初期から懲罰的減資は激しい論争の対象となっていた。東洋グループの回生手続で数回にわたる議論がなされた。結論として、系列会社の企業手形等の発行は

<sup>14</sup> 第 205 条内容（翻訳略）

会社の利益のためではなく、個人大株主らのグループ支配力を強化するという目的の方が大きかったので、東洋セメントの不振の責任は個人の大株主に問うべきであり、減資対象となる株式が担保として提供されているので減資による担保権者の利益が損なわれることを防ぐ必要があると解して、東洋セメントの回生計画では懲罰的減資をしないと判断した。

東洋セメントと東洋インターナショナルの間には長期間のセメント輸出代行契約が締結されていたが、両会社の回生手続において各会社の立場に立って右の輸出代行契約を維持すべきかを検討しなければならなかった。東洋セメントの立場としては輸出代行契約を維持する理由がなかったが、東洋インターナショナルの立場としては輸出代行契約がなければ会社の継続企業価値が算定できない状況であったので契約の維持を望んでおり、東洋セメントの管理人の契約解除権と東洋インターナショナルの管理人の履行選択権が衝突する状況であった。これに関して裁判所は両会社の管理人間を仲裁して、上記の輸出代行契約を2年間のみ維持するがその契約終了時には担当職員を東洋セメントに転勤させることで東洋インターナショナルが異議申立てをしないことに合意した。

## **5. ドンアタンカーが船舶所有目的の SPC に対して回生手続開始の申立てをした事件**

### **ア. ドンアタンカーの主張**

ドンアタンカーは船舶の所有のために SPC を設立して BBCHP (Bare-Boat Charter Hire Purchase) の方式で船舶金融を起し海運業を営んできたが、2019 年 4 月、ソウル回生法院に回生手続開始の申立てをして、ソウル回生法院は回生手続開始決定をした。これを受けて、船舶金融を提供していた貸主らは BBCHP 関連貸付約定に基づき期限利益の喪失を宣言して貸付金の回収のために代替船社を探したり船舶売却を進行したりした。船舶の実使用者であるドンアタンカーに対して回生手続が開始されたので、ドンアタンカーの財産に対す

る強制執行をすることはできなかったが、船舶の所有者である SPC に対する強制執行は可能な状況であった。

そこでドンアタンカーは船舶所有者である SPC に対する回生手続開始の申立てをした。手続開始の理由については「SPC はドンアタンカーが船舶を所有するために作った会社であり、従業員もなく、事務所もなく、船舶所有の名義のみ持っているだけで、実際の船舶の管理はドンアタンカーがやっていた。企業集団に属する 2 個以上の会社が倒産手続に入った場合、経済的、実質的一体性を考慮せずに倒産手続を進行すると債権者たちに損害が発生する可能性がある。企業集団の回生手続において手続的併合および実体的併合までも認める理論に照らしてドンアタンカーと SPC の関係は手続的、実体的併合を認めるための要件を備えている。貸主団の業務処理経過を鑑みると、貸主団はドンアタンカーに対して回生手続開始されたとしても債務者回生法の適用を回避するために SPC の法人格を利用したものである。最初からドンアタンカーに対する回生手続開始時に債務者回生法の適用を避けるための脱法行為を目的として SPC の法人格を濫用したものである。」と述べており、SPC の法人格を否定すると主張した。

## イ. 裁判所の判断

ソウル回生法院は 2019 年 5 月、ドンアタンカーの SPC に対する回生手続開始の申立てを次の理由で棄却した。

「①現在、BBCHP 契約条件による傭船料などの債務履行に支障が生じて申立人に対する回生手続が開始されている状態である点、②今後の海運業景気低迷により傭船料の収入が減少すると再度貸付元利金弁済が難しくなる可能性があり、そのような状況において、この事件の船舶に対する担保権を実行する際に船舶価格の下落により残余貸付元利金を回収することができず後順位担保権者をはじめとする多数の債権者に損害が生じる恐れがあ

る点、③債権者たちが提出した疎明資料によると、この事件の船舶に対する売却などで問題なく債権回収の実現ができそうであるという点などを考慮すると、債権者たちが回生手続を通じて将来債務者から回収できる債権額が現在の担保権実行を通じて回収できる債権額より大きいと断定することはできないので、債務者に対して回生手続を進行することが債権者の利益になると判断することはできない。

(中略)

申立人は、申立人と債務者を含め BBCHP 方式で設立された 12 個の特殊目的法人のように企業集団内の複数会社の結合程度が高い場合には経済的に一体である複数の会社を基準として回生手続開始要件を判断すべきであり、申立人の回生手続と債務者を含む特殊目的法人の回生手続が併合的に処理されるべきであると主張した。

しかし申立人と債権者たちは倒産隔離効果のために特殊目的法人である債務者を設立してこの事件の船舶所有者とした点、債務者に対する貸付もやはり倒産隔離効果による担保の確実性を信じて行われた点などを鑑みると、申立人と特殊目的法人に対する回生事件を併合的に処理することは当初から倒産隔離を念頭に置いていた申立人と債権者たちの意思に反することとなるので申立人の上記の主張は採用できない。」

## 6. 結論

企業集団の複数の会社が不渡りになる危機に陥った場合、同時に回生手続開始の申立てをして、回生裁判所で企業集団の回生事件を併合審理又は共同管理すると事件進行はより効率的になると考える。韓国で企業集団の倒産事件が争点となった事例はまだ多くないが、2013 年の東洋グループ事件を経験することで色々な争点について十分議論することができたと言える。実体的併合まで

認められる事例が出るのは簡単ではないと思うが、手続的併合を認め同一の管理人を選任する事例は十分に予見できる。これから手続費用を減らしながら成功的な回生を導くことができる実務事例が蓄積されることを期待している。